

医政発 1226 第 7 号
平成 30 年 12 月 26 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

死体解剖保存法施行規則の一部を改正する省令の施行について (通知)

死体解剖保存法 (昭和 24 年法律第 204 号) 第 2 条第 1 項第 1 号に定める死体解剖資格の認定につきましては、関係法令及び「死体解剖資格認定要領の一部改正について」(平成 29 年 11 月 16 日付け医政発 1116 第 4 号) の別紙「死体解剖資格認定要領」に基づき行ってきたところですが、今般、死体解剖保存法施行規則の一部を改正する省令 (平成 30 年厚生労働省令第 141 号) が、平成 30 年 12 月 11 日に公布され、同日施行されました。

改正の内容は下記の通りですので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、貴管内の市町村 (特別区を含む。)、保健所及び関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

第一 死体解剖保存法施行規則 (昭和 24 年厚生省令第 37 号。以下「施行規則」という。) に規定する第 4 号書式 (死体解剖資格認定申請書) の一部改正
形式的な改正を行ったこと。

第二 施行規則に規定する第 5 号書式 (解剖経験証明書) の一部改正

「四 人体以外の解剖に関連ある研究業務に従事した者については右各項に準ずる事項」の欄を削除するとともに、その他形式的な改正を行ったこと。

第三 施行規則に規定する様式第 5 号の 2 書式 (履歴書) の一部改正

「三 解剖歴」における「自ら主として行った剖検数」及び「剖検補助をした件数」を削除するとともに、「剖検数」を追加したこと。その他形式的な改正を行ったこと。

以上

(参考)

- 別添1 死体解剖保存法施行規則の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第141号）
- 別添2 死体解剖保存法施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文